

< 農業生産法人、集落営農組織の育成に取り組む事例 >

集落と集落営農組織の連携～緑豊かな七見の里を後世につなげよう～

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県下関市・七見 <small>しものせきし ななみ</small>				
協定面積 46.5ha	田 (100%)		畑	草地	
	水稻34.2ha・小麦9ha・玉ねぎ0.2ha・キャベツ0.2ha 他			採草放牧地	
交付金額 512万円	個人配分 30%				
	共同取組活動 (70%)	農業生産活動等の体制整備に向けた活動等の集落マスタープランの将来像を実現するための活動に対する経費			5%
		水路、農道等の維持・管理等集落の共同取組活動に要する経費			5%
集落協定に基づき農用地の維持・管理活動を行う者に対する経費			3%		
交付金の積立・繰越(共同機械購入に係る)			49%		
視察研修・事務費・役員報酬等			8%		
協定参加者	農業者 29人、2組合(内1特定農業法人)(構成員34人)			開始：平成22年度	

2. 取組に至る経緯

七見地区は、平成 8 年度に県営ほ場整備事業を実施し、汎用化された圃場では水稻や小麦を中心に機械の共同利用が行なわれてきた。しかし、農業従事者の高齢化は年々進み、農地の保全や担い手不足、後継者対策に対応すべく集落内での合意形成を図り、平成 19 年度に特定農業団体の認定を受け、七見営農生産組合での水稻、小麦の一元経理を開始した。

本組織を中心に、将来に向けた議論を進めている中、平成 22 年度に県の特認基準が見直され、県知事特認地域の指定を受けたことから、急傾斜農用地の 9.7ha、参加農家 30 戸と生産組織 1 組織で取組を開始、平成 23 年度には特認地域の緩傾斜農用地も対象となり、緩傾斜農用地 36.8ha を追加し、全体で 29 戸、1 組織、46.5ha となり、七見地区のほぼ全域を対象に取組を行っている。

3. 取組の内容

当地域は、本制度取組以前から集落営農や自治会の運動会、縁日等の活動が盛んな地域で、平成 19 年度に特定農業団体の認定を受け、法人化を見据えた集落営農が進められてきた。平成 22 年度から本制度の対象となり、協定の締結を機に法人化への気運が急速に高まり、平成 23 年 10 月に農業法人七見の里を設立した。

当初から交付金の半分を組織への支援として積み立て、平成 23 年度には営農に必要なトラクター 30ps、乗用管理機 23ps、田植え機 6 条を国、県の事業を活用し導入した。今後も本交付金を活用し必要な機械の導入を図るとともに、特定農業法人七見の里を中心に、農地の保全や野菜の生産拡大、環境保全型農業などに取り組む。

また、農閑期には集落の女性が中心になり、農地・農道等の法面への景観形成作物の作付けなど環境を意識した取組を進めていく。



【農業法人七見の里の設立】



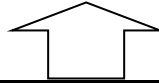
【共同機械購入した乗用管理機】



【集落の女性を中心とした景観整備作業】

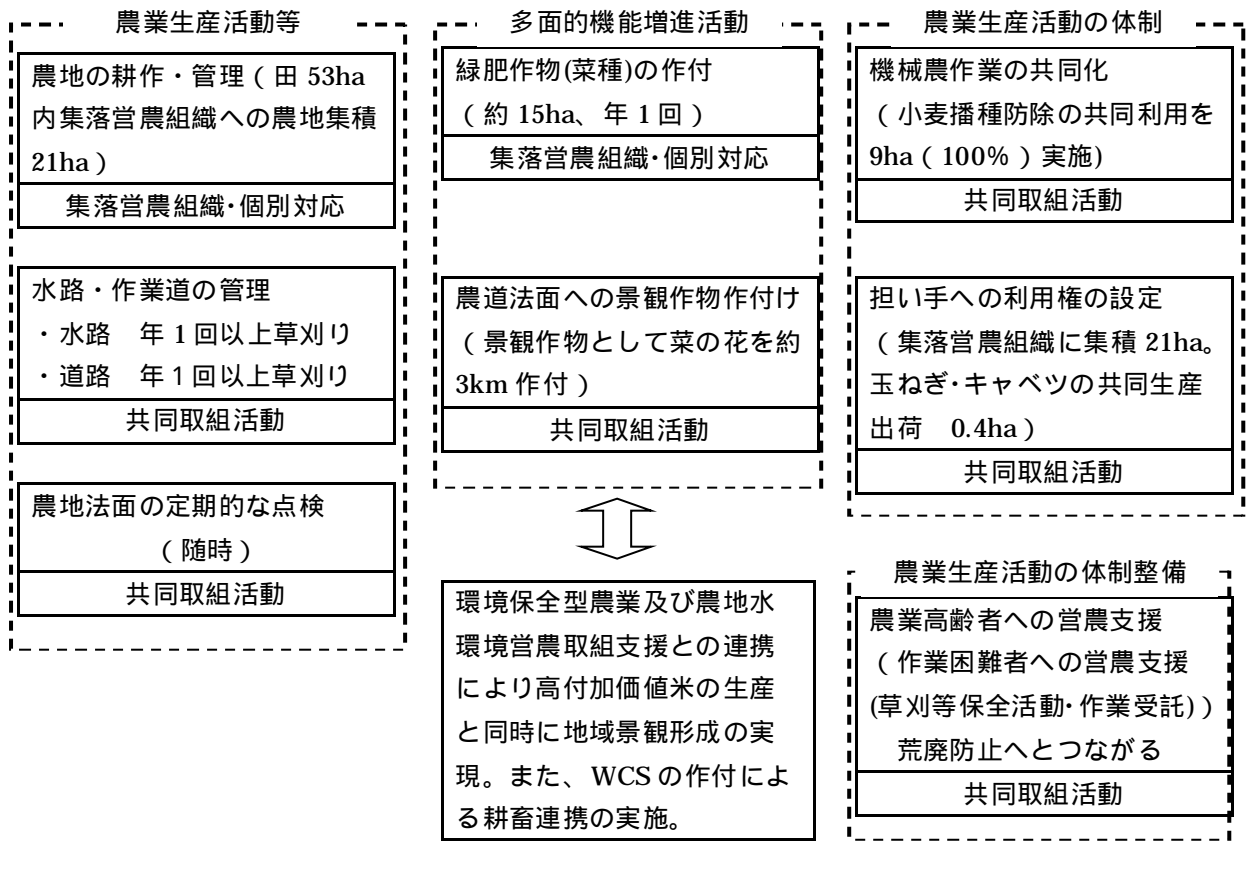
[集落の将来像]

七見集落については、地域の将来を考えコミュニティを重視し、担い手の育成、環境整備へ力を入れていく。また、担い手への農地集積を加速させる。また、農地の有効活用(2毛作)の実現による荒廃防止や、畜産農家との連携(耕畜連携)による飼料作物の生産に取り組むことにより農地保全を行う。集落活動については、おもてなしの心を重要視し、景観整備を行い、七見にまた来たくなるような集落を目指している。



[将来像を実現するための活動目標]

緑豊かな七見の里を後世につなげよう



集落外との連携

集落営農組織の非構成員がこれから高齢化してくるため連携を図り、構成員になっていただけるように活動をする。また、認定農業者の主たる営農地域(上田部地区)と隣接しており、将来農地を保全できるよう、話し合いを継続する。

4 . 今後の課題等

当集落協定及び農地水環境保全活動協定(自治会)並びに集落営農組織の構成員が一致していないため、共同機械の利用料等を整理する必要がある。また、当集落や周辺集落の農業者が高齢化しており、農地集積の再整理や鳥獣害対策も含め、今後の集落営農組織の担い手育成が課題である。